

(意見書案第1号)

地域医療の確保に関する意見書

現在、自治体病院を初めとする全国の病院等における医師不足が顕著となり、地域ごと・診療科ごとの不足等の解消が喫緊の課題となっている。特に、診療料の偏在については、産科・小児科以外の診療料においても進行しており、救急医療体制に支障が出るなど一層深刻な社会問題となっている。

また、医師・看護師等医療従事者の絶対数の不足により過重労働を招いている現状が、医療を取り巻く環境の悪化にさらに拍車をかけている。

このような中、総務省は「公立病院改革ガイドライン」を示し、自治体病院の経営効率を目指すこととしている。

しかし、公立病院の経営悪化の原因は、診療報酬のマイナス改定、さらには地方での医師不足の深刻化や少子高齢化、過疎化、自治体財政の悪化等、病院事業をめぐる社会環境の変化による影響が大きく、医師や看護師確保対策など基本的対策を講ずることなく財政効率化ありきの経営改革のみを急げば、結果として地域医療の崩壊を招くことになる。

地域医療は住民にとってなくてはならない地域社会の基盤であり、自治体だけでなく国の政策として対策する必要がある。

よって、政府においては、以上の現状を踏まえ、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 医師不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るため、医師派遣体制を構築するとともに、医師の絶対数を確保するための措置を講ずること。
- 2 産科・小児科等の医師不足が深刻な診療科において、医師の計画的な育成、確保及び定着がなされるよう、実効ある施策及び財政措置の充実を図ること。
- 3 看護師等の養成・確保を図るため、養成機関の充実や勤務条件の改善等適切な措置を講ずるとともに、財政措置等の充実を図ること。
- 4 地域医療を担う医師を養成するための「奨学金制度」や、医学部に「専門講座」等を設けるとともに、十分な財政措置を講ずること。
- 5 地域医療において、地域住民誰もが、いつでも、どこでも医療機関で必要とされる医療を受けることができるよう、責任ある施策を講ずること。
- 6 地域医療を担う自治体病院に対し、繰出し基準の改善とそれに見合う各自自治体への交付税措置の改善を図る財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成20年3月19日

釧路市議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

} 宛